

令和4年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

令和 4年 7月 7日 (木)
午後 2時30分 開 会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之 議員	2番	畑地 誉 議員
3番	久保 元宏 議員	4番	高田 勲 議員
5番	篠原 暁 議員	6番	伊藤 淳 議員
7番	長野 時敏 議員	8番	上野 敏夫 議員
9番	小峯 聡 議員	10番	大沼 恒雄 議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 横山 茂 君
教育長 吉田 憲司 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史 君	総務財政課長	村中 博隆 君
産業創出課長	赤井 圭二 君	農業推進課参事	神薮 太 君
住民生活課長	嶋田 英樹 君	建設課長	瀧本 周三 君
保健福祉課長	小玉 好紀 君	和風園園長	安念 昌典 君
旭寿園園長	荒川 幸太 君	会計管理者	按田 義輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 黒田 美和 君 書記 中山 裕樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第53号	令和4年度沼田町一般会計補正予算について
議案第54号	令和4年度沼田町水道事業会計補正予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）これより本日を以って招集されました令和4年第4回沼田町議会臨時会を開会致します。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していませんので、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、鶴野議員。2番、畑地議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第53号。令和4年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。議案第53号。令和4年度沼田町一般会計補正予算について。令和4年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年7月7日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町一般会計補正予算（第4号）2頁をお開きください。令和4年度沼田町一般会計補正予算（第4号）。令和4年度沼田町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ791万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8,568万4千円と定める。2項省略させていただきます。令和4年7月7日提出。町長名でございます。8頁をお開願したいと思います。8頁、歳出でございます。2款総務費、1項2目情報推進費、17節備品購入費16万5千円の補正計上でございますが、現在、広報各種取材で使用してございますデジタルカメラを購入しようとする

もので、購入から7年が経過し、ストロボの接続部分において経年劣化等摩耗が生じまして、ストロボの機能が使えないことで屋内の撮影ができず、古い機種のため部品の調達もできず修理が困難とのことから、新たに購入させていただくものでございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、724万9千円の増額補正ですが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金160万円の増額補正は、12節委託料、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務システム整備委託料で、国が実施する低所得者への特別給付金と併せ、道の支援事業についても事務処理するためシステム改修が必要となりまして予算計上するもので、財源は全額国費にて計上してございます。高齢者世帯等物価高騰対策生活支援給付金支給事業、564万9千円の補正計上ですが、道の独自事業として、住民税非課税世帯の高齢者世帯及び障害者世帯に対しまして、1世帯当たり12,000円を支給する市町村に対しまして、その2分の1を道が補助するものでございます。給付金支給に係わる事務費など予算計上しております。財源につきましては、給付金に係わる費用の2分の1を道補助金、町負担分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応することで予算を計上させていただいてございます。2項2目子育て支援費、北海道子育て世帯臨時特別給付金、33万円の補正計上ですが、6月補正で計上した国が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に、北海道独自に1万円を上乗せし支給するものです。財源は全額道補助金で計上してございます。4款衛生費、1項2目健康推進費、住民健診費17万5千円の補正計上ですが、当初予定していたモバイルMRIがコロナの影響によりまして中止となったことから、脳の検診の機会を確保するために、モバイルMRI経費を皆減いたしまして、脳ドック検診費用の助成に係る費用、60万円を補正計上するものでございます。なお、財源の17万円の減額につきましては、モバイルMRI検診時の個人負担分を減額するものでございます。7頁へお戻りください。7頁、歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税、51万円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。16款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、2節社会福祉費補助金448万9千円の増額は、歳出3款民生費でご説明いたしましたシステム整備に係る費用として歳出補正額と同額計上でございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、道独自の物価高騰対策に係わる補助裏と事務費に充当してございます。17款道支出金、2項2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金309万円の補正増は、歳出3款民生費でご説明致しました道独自の物価高騰対策に係ります道補助金の計上でございます。22款諸収入、4項5目雑入、17万円の減額につきましては、歳出4款衛生費で説明いたしましたモバイルMRI検診時の個人負担分を減額するものでございます。以上、

申し上げます、提案説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○8番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員

○8番（上野敏夫議員）8番。上野です。今、広報に使っているカメラが、ストロボの接触が不良で7年も使われていた。大切なカメラってことは理解はしますが、そのカメラ、ストロボが駄目だということの、接触が悪くてことであれば、そのカメラの今後の行先っていうんかね、利用できるものがあるのであれば、例えばだよ、学校なりいろんな所にそのカメラをね、昼間しか使えないよって言うんかね、相当いいものだと思いますんで、そういう考えはあるのか、どのように今後その故障したカメラを処理しようと考えているのかお聞かせください。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆課長）はい。フラッシュの機能については今使えない状況ですので、上野議員おっしゃるとおり、昼間、外での撮影とかは可能かと思しますので、学校等も今持っているかと思うんですけども、そういったところに利用できるものは利用していこうと考えております。

○8番（上野敏夫議員）はい。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第53号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4。議案第54号。令和4年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（瀧本周三課長）はい。議長。議案第54号。令和4年度沼田町水道事

業会計補正予算について。令和4年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和4年7月7日提出。町長名でございます。別冊の令和4年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）の3頁をお開きください。令和4年度沼田町水道事業会計補正予算（第1号）。第1条。令和4年度沼田町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条。予算第2条第4号を次のように改める。（4）主要な建設改良事業費、9,440万3千円。資本的収入及び支出。第3条。予算第4条本文中括弧書中971万5千円を、993万6千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入。第1款資本的収入、1,450万円の増額は、第1項企業債1,450万円を増額するものでございます。支出。第1款資本的支出、1,472万1千円の増額は、第1項建設改良費1,472万1千円を増額するものでございます。企業債。第4条。予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改める。起債の目的。配水設備改良工事費に係る起債限度額、7,560万円を9,010万円に改めるものであります。棚卸資産購入限度額。第5条。予算第9条中882万1千円を902万2千円に改めるものであります。継続費。第6条。継続費の総額及び年割額を、次のとおり改める。事業名。国道275号線（西町）配水管改修工事に係る総額2,640万円を4,092万円に改め、令和4年度の年割額1,584万円を3,036万円に改めるものであります。令和4年7月7日提出。町長名でございます。今回の補正につきましては、令和3年度に実施設計を行いまして、設計完了後、令和3年度から令和4年度までの2カ年による継続費として実施している漏水修繕のための配水管改修工事におきまして、令和4年3月1日の契約後、資材などの準備が進められ、雪解けと同時に現場において配水管の状況や部材の確認を行うための試掘結果に基づき、発注段階の設計では把握できなかった内容を追加するための経費を増額補正すること、また、当初メーター費を量水器5基で見込んでいたものに対し、住宅新築等で11基の設置が見込まれることから、不足する量水器購入に係る経費を増額補正することが主な内容でございます。9頁をご覧ください。下段の資本的支出について説明させていただきます。資本的支出。1款資本的支出、1項1目配水設備改良費、1,452万円の増額は、工事請負費において国道275号線（西町）配水管改修工事に係る経費を増額するものでございます。この増額は、令和4年3月1日の契約後、資材の準備等から進められ、現場において配水管の状況や部材の確認を行うための試掘結果に基づき発注段階で確認できなかった内容を追加するものでございます。2目メーター費20万1千円の増額は、材料費において当初予算では住宅の新築等で見込まれる量水器5基を見込んでおりましたが、11基の設置が見込まれることから、不足する部分を増額補正するものでございます。上段の資本的収入について説明させていただきます。資本的収入。1款資本的収入、1項1目企

業債1, 450万円の増額は、今ほど資本的支出でご説明いたしましたが、国道275号線(西町)配水管改修工事の事業費が増額することで、起債対象経費が増額するため、財源であります上水道企業債を増額するものでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し生じる差額につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上、提案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。議案第54号について採決致します。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

(閉会宣言)

○議長(小峯聡議長)以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和4年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

午後 2時46分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡

署名議員 橋野 範之

署名議員 畑地 蒼